

## 「第11次宮崎県交通安全計画(案)」に関する県民意見募集の結果

「第11次宮崎県交通安全計画(案)」について、令和3年3月1日(月)から令和3年3月30日(火)までの間、県のホームページなどを通じ、県民の皆様から御意見を募集してまいりました。その結果、**2名の方から8件**の御意見をいただきました。貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。いただきました御意見に対する県の考え方は、以下のとおりです。

番号	該当ページ	該当箇所、項目等	意見の要旨	県の考え方
1	12	第3節 I (2) 歩行者及び自転車の安全確保	「自転車損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進します。」の文言について、「宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では同保険の加入が義務づけられていることから、「自転車損害賠償責任保険等への加入義務の徹底を図ります。」など、県民により適切な県のメッセージが伝わる表現にした方がよいと考える。	県としましては、現在、条例の施行に伴い、自転車損害賠償責任保険等への加入義務について、県民への周知を図っているところです。 御意見については、今後、対策を進める際の参考とさせていただきます。
2	18	第3節 II 1、(3)、ア、(ア)	当協会では、毎年秋に、県別の事故多発交差点マップ(人身事故の多い交差点のマップ)を公表しており、事故危険個所の指定において参考にしていただきたい。	事故の危険性が高い特定の区間を選定する際は、様々な角度から検討を行う必要があると考えておりますので、交通情勢の反映に係る御意見として参考とさせていただきます。
3	32～33	第3節 II、2 (1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	生涯学習として成長過程にあわせた交通安全教育を推進することについて、賛同する。 なお、特に小学生、中学生、高校生においては移動手段として自転車を利用するケースが多いため、自転車事故を未然に防ぐための自転車等の交通安全教育が第一義と考えるが、自転車事故の加害者となった際には、極めて重大な責任を負う可能性もあることから、その責任への対処法等についても教育することは、第3節IIの施策「7被害者支援の充実と推進」の観点からも重要と考える。	交通安全教育の推進に係る賛同意見として参考とさせていただきます。
4	63	第3節 II 7被害者支援の充実と推進	損害賠償保険等への加入に関する関係事業者の協力について、損害保険業界および損害保険協会として協力したいと考えている。	被害者支援に係る御意見として参考とさせていただきます。
5	63	第3節 II、7 (1)自動車損害賠償保障制度の充実	「自動車損害賠償保障制度」は国土交通省が運用する制度としてあるが、記載されている内容は同制度に直接関係することではなく、「自動車事故被害者の救済資力の充実等」と思われる記載になっているため、タイトルを変更してはどうか。	御意見の趣旨を踏まえ、今後、検討を進める際の参考とさせていただきます。
6	63	第3節 II、7、(1) イ 任意の自動車保険(自動車共済)の充実等	当該文末に「被害者救済等の充実に資するよう、引き続き指導を行います。」との記載があるが、指導主体が明らかではなく、具体的対応が判然としない。 「県として、その必要性の周知をはかり、任意自動車保険等の普及に努めてまいります。」といった記載にしてはどうか。	御意見の趣旨を踏まえ、今後、検討を進める際の参考とさせていただきます。
7	63	第3節 II、7、(1) ウ 不正請求に対する連携	善意契約を前提とする保険取引において、残念ながら保険金不正請求が発生している状況である。損害保険業界では防犯対策協議会を組織し、宮崎県警にも協力をいただき、不正請求防止に務めており、引き続き県・警察との連携・協力をお願いしたい。	不正請求防止に係る賛同意見として参考とさせていただきます。
8	26	第3節 II、1、(12) ア 災害に備えた道路の整備	宮崎県・鹿児島県の両県に対して、全国高速道路網の1つとして都城付近～財部付近を結ぶ第1種第2級の道路建造を求める。 線形が良い都城志布志道路を流用改良しても良い。 路線名は、宮崎道の清武JCT～都城ICと合わせて東九州自動車道に改名しても良い。この時、清武JCT～志布志～財部ICは日南自動車道を名乗れば良い。これによって宮崎市～鹿児島市は現行2時間の所を120km/h～80km/h走行で、それぞれ1時間～1時間半に短縮される。全国道路網としては、本提案が両県にとって最重要。	災害に備えた道路交通環境の整備に係る御意見として参考とさせていただきます。